

津市公告第 1 7 0 号

津市公共施設予約システム導入及び利用について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 業務等の概要

(1) 件名

津市公共施設予約システム導入及び利用

(2) 履行期間

・公共施設予約システム導入

契約締結日から令和9年3月31日まで

・公共施設予約システム利用

令和9年2月1日から令和14年1月31日まで（長期継続契約）

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

（単位:千円）

年度	公共施設予約システム導入	公共施設予約システム利用	年度額計
令和8年度	37,517	1,346	38,863
令和9年度	—	8,076	8,076
令和10年度	—	8,076	8,076
令和11年度	—	8,076	8,076
令和12年度	—	8,076	8,076
令和13年度	—	6,730	6,730
計	37,517	40,380	77,897

2 参加資格要件

本事業の企画提案（以下、「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、日本国内に本店を有する事業者（共同の実施体制を可とする）であり、事業者（共同の実施体制の場合は構成するすべての事業者）は以下の参加資格要件全てを満たすこと。なお、参加申込書の提出から契約を締結するまでの間に要件を満たすことができなくなった場合は失格とする。

- （1）津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。登載されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうち法人にあつてはオ及びキ、個人にあつてはカ及びクを提出し確認を受けるこ

と。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

（３）津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止措置を受けていないこと。

（４）自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している

者

(5) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(7) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年訓34号）別表に該当しないこと。

3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

公告	令和7年11月28日（金）
実施要領等の配布	令和7年11月28日（金）から 12月5日（金）午後4時まで
参加申込書提出期限	令和7年12月5日（金）午後4時まで
質問書の受付	令和7年11月28日（金）から 12月10日（水）午後4時まで
質問書の回答期限	令和7年12月12日（金）午後4時まで
提案書提出期限	令和7年12月26日（金）午後4時まで
第1次審査（書面審査）	令和8年1月7日（水）から 1月14日（水）まで
第1次審査結果通知	令和8年1月21日（水）まで
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年2月2日（月）午後1時30分から 午後5時まで
審査結果通知	令和8年2月3日（火）以降1週間以内

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページの当該プロポーザル実施に係る記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選考について

津市公共施設予約システム導入及び利用に係るプロポーザル方式審査委員会において、提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を徴取し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、本市は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市公共施設予約システム導入及び利用に係るプロポーザル実施要領」による。

【問合せ先】

津市総務部デジタル改革推進課

電話 059-229-3118

FAX 059-229-3119